

住宅ストック循環支援事業 Q & A (平成28年11月4日追加)			
no.	内容	Q	A
1	全般	耐震性の有無を証明する建築士は、事業者に所属する建築士でもよいか。	事業者が建築士事務所登録を行っているのであれば、所属する建築士が耐震性の有無を証明することができます。
2	全般	補助金の還元方法について、補助金受領後に住宅所有者等に補助金相当額を渡すこととして、事業者の判断で指定することはできないか。	共同事業者である住宅所有者の方と話し合いの上、還元方法を決定してください。 事業実施規約は、還元方法を選択することとなっている事務局作成の様式で提出していただきます。
3	他補助事業等との併用	エネファームに対する補助金との併用は可能か。	エコ住宅への建替えにおいては、併用できません。 なお、エコリフォームにおいては、本事業でエネファームを補助対象としていませんので、併用には当たりません。
4	他補助事業等との併用	介護保険の住宅改修との併用は可能か。	同一のバリアフリー改修工事の実施箇所に対して、本補助金と介護保険による支給の両方が当たらないようにしてください。